

2023年度事業報告

(一財) 全国調味料・野菜飲料検査協会

全国調味料・野菜飲料検査協会は、JAS法に基づく登録認証機関として、JAS製品の格付のための検査、認証製造業者（以下「認証工場」という）に係る確認審査、製品の品質・表示に係る指導等のJAS関係業務を、業界関係者の協力を得て、以下のとおり実施した。

1. 認証登録事業

(1) 製造事業者認証等事業

2024年4月1日現在の認証工場数は、トマト加工品で38工場、ウスターソース類で28工場、醸造酢で47工場、にんじんジュース及びにんじんミックスジュースは6工場で、合計119工場となっている。

① 2023年度における認証工場の動向は、次の表のとおりであった。

【認証工場数の動向（2024年4月1日現在）】

種 類 別	工 場 数	当年度の 認証工場の増減
トマト加工品	38	-3
ウスターソース類	28	-2
醸造酢	47	-1
にんじんジュース及び にんじんミックスジュース	6	0
計	119	-6

※トマト加工品の工場数には外国認証工場（トルコ2工場、イタリア1工場）を含む。

② 2023 年度において実施した新規認証審査は無かった。

③ 2023 年度において実施した確認審査は次の表のとおりであった。

【 確 認 審 査 実 施 工 場 】

	種 類 別	工 場 数
定期確認審査	トマト加工品	32
	ウスターソース類	21
	醸造酢	34
	にんじんジュース及び にんじんミックスジュース	6
	計	93
臨時確認審査	トマト加工品	0
	ウスターソース類	2
	醸造酢	0
	にんじんジュース及び にんじんミックスジュース	0
	計	2
無通告による 確認審査	トマト加工品	0
	ウスターソース類	1
	醸造酢	0
	にんじんジュース及び にんじんミックスジュース	0
	計	1

(2) 講習会開催事業

認証工場の品質管理担当者等を対象とする専門講習会を2023年度は次の3会場において開催した。

① 東京会場

【開催内容】

開催日	開催地	受講者数
2023年 10月18日～19日	東京都	会場：21名 オンライン：20名
(I) JAS法及び最近の動向について (独) 農林水産消費安全技術センター 認定センター 登録審査課 専門調査官 上田 恵理子		
(II) トマト加工品、ウスターソース類、醸造酢並びに にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格について 当検査協会検査主幹 大澤 潤子 同 検査所長 宮田 淳子		
(III) 取扱業者の認証の技術的基準について 当検査協会専務理事 小後摩 美絵		
(IV) 認証事業者が遵守すべき業務について (認証申請書記載事項変更届等) 当検査協会検査主幹 大澤 潤子		
(V) トマト加工品、ウスターソース類、醸造酢並びに にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの格付業務について 当検査協会検査所長 宮田 淳子		
(VI) トマト加工品、ウスターソース類、醸造酢並びに にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの表示について 当検査協会検査主幹 榎本 友香		
(VII) 食品衛生管理とHACCP トップウエイリサーチ&コンサルティング 道上 安幸		
(VIII) 最近の行政の動きと話題 当検査協会専務理事 小後摩 美絵		

② イタリア会場

開催日：2023年8月17日 受講者数：3名

開催内容：JAS法に関する事項、トマト加工品のJAS関連法規、
格付実務、食品表示、食品業界の動向等

③ トルコ会場

開催日：2023年8月22日 受講者数：4名

開催内容：JAS法に関する事項、トマト加工品のJAS関連法規、
格付実務、食品表示、食品業界の動向等

2. 受託依頼検査分析事業

(1) J A S 格付検査

認証工場との委託契約に基づき実施している、2023年度のJ A S規格適合検査の実績及びその概況は、次の表のとおりであった。

【2023年度 品目別格付実績】

種 類	品目 (検査荷口数)	格 付 数 量	前年度対比(%)
トマト加工品	トマトジュース	98,523 t	110.7
	トマトミックスジュース	15,661	78.9
	トマトケチャップ	87,603	100.9
	トマトソース	3,725	85.0
	チリソース	19	135.7
	固形トマト	79	129.5
	トマトピューレー	3,619	99.7
	トマトペースト	443	109.9
	計 (1,029 件)	209,673	102.7
ウスターソース類	ウスターソース	12,523 kl	88.9
	中濃ソース	12,886	71.6
	濃厚ソース	13,176	80.1
	計 (1,339 件)	38,586	79.5
醸造酢	醸造酢	128,519 kl	101.2
	計 (2,980 件)	128,519	101.2
にんじんジュース 及びにんじんミックス ジュース	にんじんジュース	547 t	76.5
	にんじんミックスジュース	0	-
	計 (12 件)	547	76.5

(2) 一般依頼検査

製造業者等（依頼者）から申請のあった4品目のJ A S規格に係る依頼検査に関する分析及び証明書の発行をした。

分析項目は、可溶性固形分、食塩分、酸度、粘度、リコピン、総カロテン、不揮発酸、全窒素等であった。

3. J A S規格内外調査等事業

- (1) 製品の分析技術等の改善のための情報収集
製品の品質・規格・表示、衛生対策及び分析技術等の改善のための情報収集に努めた。
- (2) 食品表示基準等の情報提供及びJ A S制度の普及啓発
J A S規格、食品表示基準及びQ & A等に関し、認証工場審査等の機会を捉えて情報提供するとともに普及啓発に努めた。
- (3) (一社)全国トマト工業会が行う、トマト加工品のJ A S規格の見直しにかかる作業に協力した。
- (4) 全国食酢協会中央会が行う、醸造酢のJ A S規格の見直しにかかる作業に協力した。
- (5) (一社)日本ソース工業会が行う、ウスターソース類のJ A S規格の見直しにかかる作業に協力した。
- (6) 全国トマト加工品業公正取引協議会が行うトマト加工品の表示に関する公正競争規約に基づく市販品の試買検査会に協力した。
盛岡市 2023年12月14日
- (7) 日本ソース業公正取引協議会が行うウスターソース類の表示に関する食品表示基準に基づく市販品の試買検査会に協力した。
静岡市 2023年11月27日
- (8) 全国食酢公正取引協議会が行う食酢の表示に関する公正競争規約に基づく市販品の試買検査会に協力した。
宇都宮市 2023年11月21日
- (9) 消費者庁が行う表示ルール的大幅な見直しについて注視し、関連する会議・委員会等にて積極的に発言した。また、認証工場に対して情報発信等を行った。
- (10) J A S法及び事業所運営、食品安全等の研修会に参加し、登録認証機関の審査員としてのレベルアップに努めた。

4. J A S品の製造、分析技術等の指導事業

- (1) 製品の品質・規格・表示、分析技術等への技術支援を行った。
- (2) 一般的衛生管理、H A C C P、F S S C 2 2 0 0 0、日本発食品安全マネジメントシステム（J F S M）等に関する情報提供及びこれらに関する技術指導を行うと共に、原料・製品の成分特性、製品の品質保持、関連製品の表示、流通技術等について情報提供を行い普及啓蒙に努めた。
- (3) 食品表示基準による J A S 表示包装等に係る指導、問い合わせに対応した。

5. H A C C Pシステムに係る技術等の支援事業

- (1) 認証事業者に対して、H A C C Pシステムに基づく衛生管理にかかる技術支援を行った。
- (2) H A C C P支援法による認定に関して、（一社）日本ソース工業会及び（一社）全国清涼飲料連合会に対して審査員として貢献した。

6. 業務委託事業

全国食酢協会中央会に代わり、H A C C P支援法における食酢製品の指定認定機関として、農林水産省及び厚生労働省からの同法に関するヒアリング等関連業務に対応した。（H A C C P支援法は2023年6月30日をもって失効）

7. その他

- (1) インボイス制度への対応を行った。
- (2) 理事会・評議員会等の開催
 - ①定時評議員会 2023年6月8日
 - ②理事会 2023年5月25日（書面）、6月8日、
2024年3月14日

(3) 公平性委員会の開催

開催日：2024年3月18日

内 容：認証業務においてコンサルティングを行う等の利害抵触がないこと、偏見や先入観がないこと及び中立であること等の公平性が保たれているか否かを、公平性委員によるチェックリスト（18項目）を用いた監査により、認証業務の公平性が担保されていることが確認された。

(4) (一社)日本農林規格協会の理事会、総会及び連絡協議会等、関係諸団体の総会・会合等に参加した。

(5) JAS法に基づき、登録認証機関として農林水産省（(独)農林水産消費安全技術センター）が行う審査に対応した。

(6) ホームページ等による情報の発信

①ホームページの内容の充実に努めた。また、ホームページから情報を発信する事により、認証工場にとどまらず、一般の事業者、消費者を含めた団体及び地方自治体等からの問合せが多く寄せられ、それらに対応した。

②認証工場に対して、メールによる情報提供を行った。

(7) 理事・監事によるJAS認証事業者見学会を実施した。

ミツカンミュージアム（MIM） 2023年9月29日

以上

事業報告附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条3項にあります事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。